

グループホームゆうき指定認知症対応型共同生活介護事業運営規程

第1条（総論）

グループホームゆうき（以下本事業所という）が実施する指定認知症対応型共同生活介護の適正な運営を確保するために、人員および管理運営に関する事項を定める。

第2条（事業の目的）

要介護者であって認知症の状態にある者に、適正な指定認知症対応型共同生活介護を提供することを目的とする。

第3条（運営の方針）

本事業所は介護保険法等の基本理念に基づき、利用者の生活安定向上のための支援に努める。

1. 本事業所の職員は、要介護状態であって認知症の状態にあるもの（著しい精神症状や行動異常があるもの、急性期状態にあるものを除く）に対して、共同生活住居において、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう、家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話および機能訓練を行う。
2. 利用者の身体的及び精神的状況の的確な把握に努めると共に症状などに応じて、医療機関への受診を図るなど適切な対応をとる。
3. 事故防止のため、利用者の行動特性などを十分に把握して、安全に配慮した運営をする。
4. 指定認知症対応型共同生活介護の実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものと密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

第4条（名称及び所在地）

1. 名称 医療法人有葵会のぼる内科 グループホームゆうき
2. 所在地 長崎県諫早市多良見町元釜5番15号

第5条（職員の職種、員数、及び職務内容）

職員の職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

- ① 管理者 1名

管理者は、事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、認知症対応型共同生活介護を提供する。

- ② 計画作成担当者 2ユニットに対し 1人(管理者が兼務)

グループホーム ひまわりユニット

- ③ 職員 介護職員 5人(常勤) 1人(非常勤)

グループホーム あじさいユニット

④ 職員 介護職員 5人（常勤）2人（非常勤）

※ 夜勤時間帯は、常時ユニットごとに1人、計2名配置。

1. 計画作成担当者は、利用者の身体面、精神面、生活環境などを把握し、認知症高齢者の介護計画を作成し、利用者、家族へ説明する。
2. 介護職員は、認知症対応型共同生活介護を提供する。

第6条（指定認知症対応型共同生活介護の内容）

1. 入浴、排泄、食事、着替え等の介護
2. 日常生活上の世話
3. 日常生活の中での機能訓練
4. 相談、援助
5. 緊急時の対応

但し、これらのサービスは内容毎に区分することなく、全体を包括して提供する。

第7条（利用料その他の費用の額）

1. 指定認知症対応型共同生活介護の利用の額は厚生大臣が定める基準によるものとし、指定認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割とする。
2. 食材料費 1,320円（税込）/日
3. 水道光熱費 880円/（税込）日（共用部分を含む）
4. 家賃 30,000円/月
5. オムツを使用する場合及び理髪費は実費とする。
6. その他日常生活に通常必要となる費用で利用者負担が適当と認められる費用は実費とする。
7. 本人および家族に対しサービスの内容および費用について説明し、同意を得る。

第8条（利用者の定員）

利用者の定員は、各共同住宅毎に9名（計18名、個室18室）

第9条（入居及び退去）

1. 対象者 利用者が要支援2又は要介護認定者であり、かつ認知症と診断された者を対象とする。
 - ①家庭環境などにより家庭での介護が困難である者。
 - ②概ね身の自立が出来ており、共同生活を送ることに支障のないものを対象とする。
2. 入居 本事業所は、正当な理由なくして利用を拒否してはならない。又サービス提供については、予め利用者及び家族に対して運営規程の概

要や職員の勤務体制及びその他サービスの選択に必要な重要事項を記した文章を交付して説明を行い、サービスの内容等について利用者の同意を得なければならない。

3. 退 去 下記の場合退去とする。

- ①利用者が死亡したとき
- ②利用者（家族）が退去を申し出たとき
- ③利用者が自立または要支援1と認定されたとき
- ④利用者が極端な暴力行為や自傷行為や性行動異常等により共同生活を送る事が困難と判断したとき
- ⑤利用者が入院加療及び長期的な治療が必要となり、サービスの提供が困難となったとき
- ⑥利用者（家族）が理由なく利用料等を滞納したとき

《入退去の際は、入居及び退去（退去先住所等）必要事項を被保険者証に記載する》

第10条（入居に当たっての留意事項）

1. 外出

利用者が外出（外泊）する時は、その都度「外出（外泊）届け書」に外出（外泊）先、用件、帰着予定時間（日時）を記入し管理者の許可を受ける事。

2. 健康保持、身体機能低下防止

利用者は自ら健康保持に留意し、身体機能の低下を防止するよう努めなければならない。又そのために提供されるサービスを正当な理由なくして拒否してはならない。

3. 身上変更報告

利用者（家族）はその身上に関する重要な事項に変更が生じた時は速やかに管理者に報告する。

4. 施設内禁止事項

- ①他の利用者を排撃したり、自己の利益のために他人の自由を奪ってはならない。
- ②他の利用者と喧嘩や激しい口論をしてはならない。
- ③持ち込み禁止または持ち込みを制限している物品を持ち込んではない。
- ④故意に施設の備品に損害を与え、施設の備品を勝手に持ち出してはならない。
- ⑤施設内の秩序や風紀を乱し、安全衛生を阻害してはならない。
- ⑤ 無断で施設内の備品などの位置や場所を変更してはならない。

第 11 条（苦情処理）

1. 苦情受付窓口（担当者）

本事業所は、利用者（家族）からの苦情を迅速かつ適切に対応するため苦情受付窓口（担当者）を設ける。

2. 改善及び調査

本事業所は、利用者（家族）からの苦情を受けた時や自治体からの改善指導及び助言を受けた時は、速やかに改善すると共に必要な調査に協力する。

第 12 条（秘密保持）

本事業者は、正当な理由がない限りその業務上知り得た利用者（家族）の秘密を漏洩してはならない。

第 13 条（損害賠償）

本事業者は、サービス提供の際業務過失と認められる事故が発生した場合は、その過失の程度により利用者に損害賠償を行う。また利用者が故意に施設及び施設等に損害を与えた場合は修復または損害賠償をしなければならない。

第 14 条（会計年度）

本事業所の会計年度は毎年 10 月 1 日から翌年 9 月 30 日までとし、他の会計と区分して管理する。

第 15 条（非常災害対策）

本事業所は、火災・地震・風水害等の非常災害に関して具体的な対処計画を立てそれらの非常災害に備えて定期的に避難・誘導・救出その他の必要な準備と訓練を実施する。

（職員及び利用者を含めた防火教育及び基礎訓練及び総合訓練を年 1 回以上実施する）

第 16 条（衛生管理及び感染の予防等に関する事項）

1. 適切な衛生管理及び感染症の予防及びまん延の防止等の為、衛生管理推進委員を配置する。
2. サービスを提供するのに必要な設備、備品等諸物品、飲料水等について清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。
3. 事業所において、感染症が発生し、又はまん延しないようにする為、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 感染症の予防及びまん延のための指針を整備する。

- (3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止の為の研修及び訓練を定期的に実施する。

第17条（業務継続計画の策定等）

1. 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供を継続的に実施する為及び非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
2. 事業所の従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
3. 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第18条（虐待防止に関する事項）

事業所は、虐待の発生又はその再生を防止する為、次の事項に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止の為の対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止の為の指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待防止の為の研修を定期的に実施する。

第19条（身体拘束）

1. 指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕事業者は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護する為、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
2. 指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活〕事業者は身体拘束等の適正化を図る為、次に掲げる措置を講ずるものとする
 - (1) 身体拘束等の適正化の為の対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従事者に周知徹底を図る。
 - (2) 身体拘束等の適正化の為の指針を整備する。
 - (3) 介護従事者に対し、身体拘束等の適正化の為の研修を定期的に実施する。

第 20 条（その他運営に関する重要事項）

1. 記録の整備 本事業所は、施設設備・人事・会計・サービス計画・サービス提供等の諸記録を整備しその日から 5 年間保管する。
2. 掲 示 本事業所は、利用者（家族）の見易い場所に運営規程及び職員の勤務体制・利用料金表・その他のサービス選択に関する重要事項等を掲示する。

第 21 条（職員の就業規定）

本事業所は、職員の就業規則及び給与規定・旅費規定及び慶弔規定等作成する

第 22 条（細則）

本事業所は、この規則以外で事業の遂行に必要な項目は、理事会で審議し別に定める事が出来る。

第 23 条（損害賠償）

本事業所は、利用者が施設内及び外出中に事故が発生した場合は損害保険会社との契約により損害賠償をする。

【付則】

第 1 項（職員の研修・会議）

1. 管理者は 長崎県が指定する「認知症介護実践研修（実践者研修）・認知症高齢者グループホーム管理者研修」を受講する
2. 計画作成者は 長崎県が指定する「認知症介護実践研修（実践者研修）」を受講する
3. 職員は 利用者の生活向上のための集合教育及び自己研鑽に努める。
4. 本事業所は 定期的にケース会議を開催し職員の意思統一や伝達事項及び正確な問題把握及び課題に関する討議を行い利用者の生活向上に努める。

第 2 項（サービス評価）

1. 本事業所は、グループホームの評価について実績と能力のある機関として長崎県が認めた機関による第三者評価を義務とする。
2. 本事業所は、運営規程の概要・勤務体制・管理者・職員の資格・研修の履行状況・利用者が負担する利用料。室料及びサービスの評価の結果等を公表すると共に県及び市町村に情報を提供する。

第3項（市町村への情報提供）

本事業所は、運営体制・家族・地域との交流機会の確保状況・建設区域・市町村への情報提供・連絡体制の状況等につき提出する。

この規程は令和2年2月1日から施工する。

令和3年4月1日から一部変更する。

令和4年4月1日から一部変更する。

令和5年9月1日から一部変更する。

令和5年9月11日から一部変更する。

令和5年1月1日から一部変更する。